新年度予算が成立

Establishment of the budget

議の結果、可決された。

主な内容

という具体的な措置を講ずるために 希望する職員については再任用する 金の支給開始年齢に達するまでの間 踏まえ、定年退職する職員が公的年 上げに伴う「再任用制度」 条例を制定する。 退職共済年金の支給開始年齢引き の制定について 芝山町職員の再任用に関する条例 (議案第1号) の導入を

制定について 芝山町子ども・子育て会議条例の (議案第2号)

(主な内容)

○役割 子ども・子育て支援事業計 る審議、子ども・子育て支援に関 画(平成26年度策定予定)に関す

事項を定める。

The careful deliberation

3月5日から17日まで「平成26年

一般会計予算案など20議案が審

第1回芝山町議会定例会」が開催さ

○委員構成 保護者、子ども・子育)施行期日 て支援事業従事者、学識経験者 (任期2年、 平成26年4月1日 委員数15名以内)

芝山町公共下水道事業受益者負担 金に関する条例の制定について

を制定する。 水道事業受益者負担金に関する条例 0号)の規定により、芝山町公共下 都市計画法 (昭和43年法律第10 (議案第3号)

益者負担金などの徴収に関し必要な 都市計画法第75条の規定に基づく受 業に要する費用の一部に充てるため 転換することになり、公共下水道事 れることにより、公共下水道事業に 下水道事業が芝山都市計画決定さ

基づき、子ども・子育て会議の設置

に関する条例を制定する。

法律第65号)第77条第1項の規定に

子ども・子育て支援法(平成24年

の整理に関する条例の制定につい 消費税率の引上げに伴う関係条例 (議案第4号)

する施策の推進および審議など

例の整理に関する条例を制定する。 (主な内容) 消費税率の引き上げに伴う関係条

道条例の一部を改正することで、本 とを目的とする。 体価格と消費税額の明確化を図るこ 理施設条例の一部および芝山町下水 正法により、芝山町農業集落排水処 ○消費税率の引き上げ分である3パ 消費税法改正法および地方税法改

)料金表示を税込価格から税抜価格 にする

ーセントを使用料に転嫁

制定について 芝山町下水道事業受益者負担に関 都市計画下水道の決定により、 する条例の一部を改正する条例の (議案第5号)



)時間外勤務手当等を算定する際に

を求める。

(再任)

住所 氏名

芝山町新井田

坂井

いる職員の労働時間関係

)施行期日

平成26年4月1日

付けしたため、用途区域外の下水道 途区域内の下水道を都市施設と位置

るために、芝山町下水道事業受益者 を特定環境保全公共下水道区域とす 負担に関する条例の一部を改正する。

部を改正する条例の制定について 酬及び費用弁償に関する条例の一 特別職の職員で非常勤のものの報

今回の改正は、郡内および近隣市町 年法律第67号)第203条の2によ する報酬等は、 給額を改正する。 との均衡を図りながら主に日額の支 「条例で定めるもの」と規定され、 地方自治法(昭和22

○施行期日 ○日額5,600円→6, 平成26年4月1日

特別職の職員で非常勤のものに関 (議案第6号) 1 0 0 円

芝山町公共下水道施設の建設工事 委託に関する協定の一部を変更す る協定の締結について

り変更する。 託に関する協定の一部を、次のとお 芝山町公共下水道施設の建設工事委 (議案第8号)

○協定の目的 設の建設工事委託に関する協定の 部を変更する協定 芝山町公共下水道施

○工事の場所 協定の金額 よび山田地内 芝山町大台、

宝馬お

○変更理由 ○協定の相手方 変更後 変更前 下水道公社 金が減額されたため 8丁目24番1号 1 4 7, 1 9 1, 平成25年度の国庫補助 理事長 千葉市美浜区磯辺 財団法人千葉県 950千円 320千円 田中亨

追加議案

条第1項の規定により、 教育行政の組織及び運営に関する法 満了となる教育委員会委員につい 教育委員会委員の任命について (昭和31年法律第162号) 第4 次の者を任命したいので、地方 -成26年3月19日をもって任期 (議案第1号) 議会の同意

部について、千葉県人事委員会勧告

(昭和30年芝山町条例第20号)の一

般職の職員の給与に関する条例

(議案第7号)

いて

の一部を改正する条例の制定につ

般職の職員の給与に関する条例

および地方公務員の雇用と年金の接

続の趣旨に準じて改正する。

[主な内容]

○55歳以上の職員の昇給抑制関係

)再任用職員の給与等関係

平成25年度芝山町会計補正予算(第9~14号) (単位 千円)					
	会計名	補正の内容	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計		歳入歳出の総点検を行い、歳入は、町税、地方交付税、財産収入、 繰入金、繰越金および諸収入を増額し、分担金及び負担金、国庫 支出金、県支出金および町債を減額しようとするものである。 歳出は、財政調整基金および芝山町騒音地域整備基金積立金など による総務費、震災復興特別交付税を財源とした山武郡市環境衛 生組合負担金による衛生費などを増額し、民生費、商工費、土木 費および教育費を減額する。 また、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正および地方債の補 正を行う。	5,044,796	238,267	5,283,063
特別会計	国民健康保険	歳入は、国庫支出金、財産収入および繰入金を増額する。 歳出は、総務費、基金積立金および諸支出金を増額する。	1,162,834	1,025	1,163,859
	農業集落排水事業	歳入は、繰越金を増額し、繰入金を減額する。 歳出は、総務管理費を減額する。	65,285	△651	64,634
	公共下水道事業	歳入は、繰入金を増額し、国庫支出金および町債を減額する。 歳出は、総務費、事業費および公債費を減額する。 また、地方債の補正を行う。	451,595	△81,037	370,558
	介護保険	歳入は、財産収入および繰越金を増額し、保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金および繰入金を減額する。 歳出は、総務費および基金積立金を増額し、保険給付費および地域支援事業費を減額する。	581,629	△7,577	574,052
	後期高齢者医療	歳入は、繰越金を増額し、保険料を減額する。 歳出は、諸支出金を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を減 額する。	70,811	△2,107	72,918

※平成26年度芝山町会計予算(第15~20号)については、P8~9に掲載してあります。